福島県議会 民進党・県民連合

古市三久県議会報告

2017.4.16 No.29

住所 いわき市平馬目字作の内148 電話 34-1139

F-mail: f393@cocoa.plala.or.ip





2月定例会は2月15日から3月17日までの32日間開催されました。 29年度一般会計当初予算は1兆7,084億円で可決し閉会しました。 このうち、復興・創生分として、8,750億円を計上しています。

2月定例会において、【原発事故】【複合災害の避難計画】【甲状腺検査】 【放課後児童クラブ】【県管理道路の舗装補修】【夏井川河口閉塞対策】等を質問しましたので、報告します。

原発事故

あれから6年、緊急事態は継続中

原発事故から7年目を迎えたというのに福島 第一原発では、いまだ「原子力緊急事態宣言」 が継続中である。

政府は事故直後の2011年4月27日、一般 人の被ばく放射線量は年間20mSv(平常時は 1mSv)と決めた。

2011年12月16日「収東宣言」で緊急時を脱したにもかかわらず、年間20mSvの避難指示基準は据え置かれ、それが解除の基準に置き換えられてきた。20mSvは放射線作業従事者が5年間で浴びていい累積線量である。このような区域に18歳未満は立ち入ってはいけないし、飲食、喫煙、就寝してはならない。

富岡・浪江等の避難指示解除は、緊急事態時の避難指示基準20mSvのまま帰還を強いることになる。

局地的に 1mSv 以下なので安全

「原子力緊急事態宣言」が継続中の県民の 安全について県の考えを質しました。

県 (危機管理部長) 原子力発電所の敷地境界の追加被ばく線量は目標の1mSv 未満/年になっている。周辺に設置しているモニタリングポスト、ダストモニターでも影響を与えるような有為な変動がないので、問題はないと答弁。

原発事故 現在も応急対策中

次に解除できない理由について質しました。

県(危機管理部長)原子力災害の拡大の防止を図る応急の対策を実施する必要がなくなった時、解除を行うとなっている。

解除の時期はデブリ取り出し後?

解除の時期はいつごろか。

|県|(危機管理部長) まだ炉内のリスク(汚染水・滞留水) が残っている。これを低減してデブリも含めて外部に影響がなくなった時、政府が総合的に判断する。

避難訓練

複合災害時の避難訓練の実効性は

先の震災は避難計画が機能せず迅速かつ 安全な避難が不可能であることを証明した。 その教訓を生かして避難計画を策定している が、11月22日の地震・津波警報は震災後策定 した避難計画の機能不全を露呈した。

避難は自動車等を利用して一斉に移動する ので、交通の課題になる。

対象市町村で避難訓練を実施しているが、 実効性が問われている。

安全かつ迅速な避難は可能か

避難の範囲を拡大したことから対象人口も増大した。いわき市は全市民が対象になり、線量の高いところから順次避難することになる。

避難区域を拡充することは、交通渋滞が発生する確率が高くなる。

市町村の計画策定・広報に資金援助

複合災害時の広域避難をどのように円滑に進めるのか質しました。

県 (危機管理部長) 広域避難の考え方、一次 集合場所、避難中継所、避難施設など記載し たパンフを全体に配布するため市町村に経費を 補助している。

発災時には避難先、避難経路の放射線量や 道路状況などエリアメールやツイッター、防災 アプリ、広報車、ラジオ、テレビなどあらゆる 広報手段を使って住民に周知して円滑な避難を 進める。

バス運転手の補償は?

避難手段は自家用車が主と考えられるが、 自家用車を利用できない住民はバス等を利用 した避難となる。先の震災ではバスの手配に難 渋している。自家用車を利用できない住民の把 握とバス・運転手の確保が課題になる。住民 を保護する役割を負っている市町村の輸送体 制の整備が求められている。運転手を高線量 地域に送り込むこととした場合、危険手当、本 人・家族への補償の条件整備が不可欠である。

複合災害時のバスの確保について 質しました。

県(危機管理部長)バスの確保については県バス協会と締結した協定により原子力災害時に輸送の協力を得る。現在バス協会と協議中であり、事業者の訪問も実施している。乗務員の個人線量計、防護服、マスク等の資機材の整備中。乗務員の放射線防護の研修を実施中。

甲状腺ガン

県民不在の検査縮小論

今年2月20日開催された県民健康調査検討 委員会では甲状腺ガンと診断された子どもが、 疑いも含め184人と公表された。

2順目の本格検査でガンが見つかった69人のうち、63人は1順目の検査で特に「異常」がなかった子どもで、わずか2年のうちにガンになっている。こうした実態にもかかわらず、福島県では検査の縮小が検討されようとしている。検査の縮小論が浮上しているのは、医大の治療が追いつかないという事情も指摘されている。

この検査は「5年目以降に甲状腺ガンが増加」とのチェルノブイリの経験から実施されている。ガンが多発しているにもかかわらず5年目以降に検査を「縮小」することは自己矛盾になる。

検査縮小は既定路線

甲状腺検査を「縮小」するのかどうか、 県の考えを質しました。

県(保健福祉部長)県民健康調査検討委員会において評価、あり方などについて検討をしている。引き続いて委員会の助言を踏まえ子どもたちの健康を将来にわたって見守る観点に立って実施していく。

医療費の支援対象の拡大を

県は、県民健康調査甲状腺検査の二次検査 後に生じた経済的負担(甲状腺がん(疑い)) に係る保険診療の医療費に対して支援を行って います(県民健康調査甲状腺検査サポート事業)。

しかし、支援の対象にならない子どもたちが 存在しています。

医療費の支援は考えていない

県民のすべての子どもを支援の対象にすべきと 質しました。

県(保健福祉部長)制度的に困難です。

正確に把握し、万全な支援を

「県民健康調査」の「縮小」が浮上している中、4歳児の子どもの甲状腺ガンが明らかになった。この子どもは医大が把握した184人には含まれていない。

県民健康踏査の対象者36万人のうち、検査を受けた27万人以外でガンが見つかった場合や、二次検査で「経過観察」の子どもは「県民健康調査」検討委員会で公表する「ガンまたは疑い」の数には含まれていないことが判明した。

医大が実施している甲状腺検査では全体像が把握できない仕組みになっている。

甲状腺ガンを過小評価するための仕組みと言える。県民の安全・安心を優先するのであれば、実態を把握できる制度設計に見直すべきである。

放課後児童クラブ

放課後児童支援員の処遇改善を

放課後児童クラブは共働き家庭などの児童に対して、放課後等に適切な遊びと生活の場を与え、子どもたちの健全な育成を図ることを目的に設置されている。

子どもにとって安心して過ごせる生活の場としての「質の確保」が求められている。そのためには放課後児童支援員の処遇の改善が不可欠です。

研修を実施し賃金をアップする

放課後児童支援員の処遇改善について質しました。

県(こども未来局長)一定の研修を受講した 勤続5年以上の支援員について賃金の加算が 国より示された。

新年度から賃金の加算の要件となる専門性 を向上する研修を実施し、支援員の処遇の改 善に努める。

障がい児預かるクラブへの補助を緩和

障がい児を預かる放課後児童クラブへの 補助の拡充について質しました。

県 (こども未来局長) これまでは職員1名の費用を補助、障がい児5人以上は1名加算してきた。

新年度からは加算要件を3人以上の障がい 児を受け入れることに緩和することにより、児 童クラブへの補助を拡充する。

県道の渋滞対策など

渋滞解消策は従来の域を出ず

県道いわき浪江線の渋滞緩和について 質しました。

県 (土木部長) 渋滞緩和を図るため、渋滞対策検討会での対応方針に基づき、時差通勤や自動車相乗り等の対策を実施してきた。

作業員宿舎移動や6号国道久之浜バイパスの 開通等の効果の検証をしながら、交通管理者や 復興事業者等と連携し有効な対策に取り組む。

適切な維持管理に努める

復旧復興事業により大型車両の交通量が増 大し、道路の損傷が著しいことから、県管理道 路の舗装補修の取り組みについて質しました。

県(土木部長)復旧復興事業等に起因した大型車の交通量の増加により特に路面の損傷が著しい区間を集中的に実施してきた。引き続き日常のパトロールを強化し適切な維持管理に努め、交通量の増加に対応できる舗装の耐久性を向上させるなど効果的な舗装補修を実施する。

夏井川河口閉塞

離岸堤 効果なし

夏井川の河口閉塞は堤防決壊の危険性を はらんでいる。閉塞対策は離岸堤(浪消しブロック) の構築を実施したが、期待した効果は上がって いない。

次の手を検討開始する

住民の安全・安心を優先した今後の夏井川の 河口閉塞対策の取り組みについて質しました。

県 (土木部長) 平成28年3月に河口部の堆砂を抑制する波消しブロックの設置工事が完了した。 これまで堆砂の状況を定期的に観測してきた。

今後は学識経験者からなる技術検討会を設置し、来年度までに工事の効果を検証しながら必要な対策について検討する。

教職員の長時間労働の改善

教員の在校時間は小・中とも11時間超

現在社会全体で長時間労働が問題になっている中、昨年12月「連合総研」は、教職員の労働時間の実態調査報告書を明らかにした。それによれば小学校教諭は出勤時刻7時31分、退勤時刻19時4分、在校時間11時間33分。中学校教諭は出勤時刻7時25分、退勤時刻19時37分、在校時間12時間12分と長時間労働が浮き彫りになった。民間の労働者は平均出勤時間9時00分、退勤時間18時15分、在社時間9時間15分。

教員の生活満足度低く、不満がうっ積

勤務日の労働時間を学校内、自宅、自宅外で分けると学校内の労働時間は小学校教諭平均11時間43分、自宅は小学校教諭平均値58分、中学校教諭平均48分。自宅の主な業務は教材研究・授業準備・提出物や成績の処理、公務文章に係る業務、そして資料や報告書の作成となっている。家族との夕食は「週1~2回」小学校教諭が33.5%、中学校教諭が35.3%になっている。このような実態から教員の生活満足度は低く、不満がうっ積していると報告されている。

県教育委員会 思考停止

市町村立学校教員の在校時間の状況について質しました。

|県|(教育長)市町村の学校教員の在校時間は権限外なので把握していない。

勤務時間管理意識 希薄

教員は「公立の義務教育諸学校等の教育 職員の給与等に関する特別措置法」(給特法) によって時間外勤務が厳しく制限されている。

しかし教員の時間外勤務の実態は、逐年、 増大化・常態化している。

県教育委員会は在校時間(勤務時間)を把握していないと断言したが、それは学校現場において管理職が勤務時間管理を厳格に行っていないことを認めたものである。

給特法の時間外手当の不支給を理由に管理 職の勤務時間管理意識が希薄になっていること もうかがえる。

法改正による時間外手当の支給を

勤務時間管理は給特法6条2項にある「教育職員の健康と福祉への配慮義務」が確実に履行されるためには、教員の適正な勤務時間管理が不可欠である。

管理者は労働基準法に基づき、教員の勤務時間の把握と管理、労働安全衛生法上の安全配慮義務を果たすことが求められている。

こうした実態を長年放置してきたのは給特法にある。給特法を見直し、労働基準法に定める勤務時間管理と「時間外勤務手当」の支給に転換すべきである。

適正な勤務時間管理と業務の見直しを

県教育長の聞き取りでも、正確な勤務時間 管理は行われていないことがうかがえた。公立 学校に勤務する教員の時間外勤務を縮減し、 「ワーク・ライフ・バランス」の下、健康で人 間らしい生活を回復をするために県教育委員会 に求められていることは、すべての学校で勤務 時間の正確な管理ができるシステムの導入で ある。

加えて教職員の業務の見直しを図るべきである。教職員の、本来の業務とは考えていない 業務の見直しが不可欠である。たとえば「学校 徴収金の未納者への対応」「調査アンケートの 対応」など、早急に見直すべきである。